

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	9
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	9

告 示

北海道告示第335号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年5月7日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字幌里235から237まで・239（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、230から234まで
- 2 指 定 の 目 的 水源の涵養^{かん}
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字幌里232から237まで・239（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第336号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があつ

た。

令和2年5月7日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 夕張市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
夕張市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 夕張市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）